

「食料供給コスト縮減検証委員会」開催要領（案）

第 1 趣旨

本年 4 月 4 日に食料・農業・農村政策推進本部で決定された「21 世紀新農政 2006」において、「食料供給コストを 5 年で 2 割縮減」することとされた。

このことを踏まえ、「食料供給コスト縮減検証委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、コスト縮減のために取り組むべき事項を盛り込んだアクションプランについて、民間の経験や有識者の知見を活かして徹底的に点検・検証することとする。

第 2 構成

- 1 委員会は、別紙の委員によって構成する。
- 2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第 3 委員長

- 1 委員会には、委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選任し、委員長代理は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の議事を運営する。

第 4 運営

- 1 委員会は公開とする。
- 2 委員会の資料は、会議の終了後、ホームページ等に掲載して公表する。
- 3 委員会の議事概要については、会議の終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等に掲載して公表する。
- 4 委員会に係る庶務は、関係各課の協力を得て総合食料局食料企画課において行う。